

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 3 月 28 日

香川県病院事業管理者 楨 野 博 史

香川県病院局管理規程第 1 号

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程
(香川県病院局組織規程の一部改正)

第 1 条 香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章・第 2 章 略 第 3 章 病院（第 8 条— <u>第20条</u> ） 附則 （職の設置） 第 3 条 略 略 （ 1 ）・（ 2 ） 略 <u>（ 3 ） 政策主幹</u> <u>（ 4 ）～（13）</u> 略 略 （職員） 第 5 条 略 2 略 <u>3 局に、政策主幹を置くことができる。</u> <u>4 ・ 5</u> 略 （職務） 第 6 条 略 2 ～ 4 略 5 政策主幹、主幹、副主幹、専門副主幹及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。 6 ・ 7 略	目次 第 1 章・第 2 章 略 第 3 章 病院（第 8 条— <u>第19条</u> ） 附則 （職の設置） 第 3 条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。 本庁 （ 1 ）・（ 2 ） 略 <u>（ 3 ）～（12）</u> 略 略 （職員） 第 5 条 略 2 略 <u>3 ・ 4</u> 略 （職務） 第 6 条 略 2 ～ 4 略 5 主幹、副主幹、専門副主幹及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。 6 ・ 7 略

(職務) 第18条 略 (診療科長) 第19条 病院に、診療科長を置くことができる。 2 診療科長は、上司の命を受けて、特定の業務を処理する。 (雑則) 第20条 略	(職務) 第18条 略 (雑則) 第19条 略
--	---

(香川県立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 香川県立病院事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第6条関係）			別表第1（第2条、第6条関係）		
県立病院	代 決 者		県立病院	代 決 者	
	第1順位	第2順位		第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については総務課長）。ただし、 <u>栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</u> に係る特定服務関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から <u>(13)</u> までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長	香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については総務課長）。ただし、 <u>栄養士及び診療放射線技師</u> に係る特定服務関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から <u>(12)</u> までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長

香川県立丸亀病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する医師である職員、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については総務企画課長）。
香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長。ただし、診療放射線技師、 <u>臨床検査技師</u> 、 <u>理学療法士</u> 、 <u>作業療法士</u> 及び <u>言語聴覚士</u> に係る特定服務関係事務については、技師長

別表第2（第2条、第7条関係）

専決者	代決者	
	第1順位	第2順位
事務局長	事務局次長	主管課長（服務関係事務については、職員の所属する課の長）
略		

別表第3（第3条、第4条関係）

関係事務	事	項	院長 委任	決裁区分		
				院長	事務 局長	事務 局長 等
1 略						
2 服務関	(1)～(12) 略					

香川県立丸亀病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する医師である職員、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については総務企画課長）。 <u>ただし、栄養士及び臨床検査技師に係る特定服務関係事務については、技師長</u>
香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長。ただし、診療放射線技師及び <u>臨床検査技師</u> に係る特定服務関係事務については、技師長

別表第2（第2条、第7条関係）

専決者	代決者	
	第1順位	第2順位
事務局長	事務局次長又は主管室長	主管課長（服務関係事務については、職員の所属する課の長（ <u>調理師については、技師長</u> ））
略		

別表第3（第3条、第4条関係）

関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分		
			院長	事務局 局長	事務局 局長 等
1 略					
2 服務関	(1)～(12) 略				

係事務	(13) 院長及び所属の職員 の申告を考慮して勤務時間の割振り及び休憩時間を定めること。				
	ア 院長及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの		○		
	イ 事務局等職員に係るもの				○
	(14)～(18) 略				
3 略					

係事務	
3 略	

第3条 香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当及び勤勉手当) 第20条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第13」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第14」と、<u>同条第2項中「掲げる割合」とあるのは「掲げる割合（同表の医療職給料表(一)の項に掲げる職員（病院の院長及びこれに相当する職にある職員を除く。）が診療科長である場合にあっては、当該割合に100分の3を加算した割合）」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」とする。</u> 附 則	(期末手当及び勤勉手当) 第20条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第13」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第14」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」とする。 附 則

(特殊勤務手当の支給額の特例)

21 略

(初任給の決定の特例)

22 当分の間、再採用（かつて職員であったことを受験資格とする選考により再び採用することをいう。以下同じ。）された職員の初任給は、再採用の日の前日から、退職した日から再採用の日の前日までの期間につき、別表第5及び別表第6の級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、当該退職した日における給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給（以下「退職日級号給」という。）を基礎とし、かつ、局内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該再採用の日に属することとなる職務の級及び受けることとなる号給を超えない範囲内で決定する。

23 退職した日に条例第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（以下「管理監督職」という。）を占める職員を管理監督職以外の職に再採用した場合における当該職員の退職日級号給は、前項の規定にかかわらず、当該職員がかつて職員であった期間において管理監督職への任用がなかったものとして、局内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用したときに当該退職した日に属することとなる職務の級及び受けることとなる号給とする。

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
政策主幹 副課長 略 略	略

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(特殊勤務手当の支給額の特例)

21 略

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
副課長 略 略	6 種